

## 工事内容確認チェックシート(賃貸住宅融資(省エネ住宅))(1/2)

申請者名

印

工事監理者名

印

(工事監理者がいない場合は、工事施工者が記名・押印してください。)

私は、竣工現場検査の申請に当たり次表の基準に適合していることを確認しました。

基準項目	該当工法					基準の概要 (基準の詳細は、機構の定める技術基準を確認してください。)	申請者 現場 確認欄 <input checked="" type="checkbox"/>	備考
	在 来 木 造	2 × 4	S 造	R C 造	丸 太 組			
構 造	○	○	○	○	○	・主要構造部を耐火構造とした住宅又は準耐火構造(省令準耐火構造を含む。)の住宅であること。	<input type="checkbox"/>	
接 道	○	○	○	○	○	・原則として一般の交通の用に供する道に2m以上接していること。	<input type="checkbox"/>	
住宅の規模	○	○	○	○	○	・設計検査申請書に記載された住宅の1戸当たりの床面積のとおり施工していること。	<input type="checkbox"/>	
戸建型式	○	○	○	○	○	・一戸建てでないこと(連続建て、重ね建て又は共同建てのいずれかであること。)	<input type="checkbox"/>	
土 台	○	○	-	-	○	・外壁に接する土台を木造とする場合は次の各号に適合していること。 ・耐久性の高い樹種を使用するかK3相当以上の防腐・防蟻処理(北海道・青森県はK2相当以上の防腐処理)を行うこと。 ・土台に接する外壁の下端には水切りを設けていること。	<input type="checkbox"/>	
換気設備の設置	○	○	○	○	○	・住宅の炊事室、浴室及び便所に次に掲げるいずれかの設備を設けること。 ア 機械換気設備 イ 換気のできる窓	<input type="checkbox"/>	
配管設備の点検	○	○	○	○	○	(連続建て又は重ね建ての場合) ・炊事室に設置される給排水その他の配管設備(配電管・ガス管を除く。)が仕上げ材等により隠されている場合には、配管設備を点検するために必要な開口又は掃除口による清掃を行うために必要な開口を仕上げ材等に設けること。	<input type="checkbox"/>	
	○	○	○	○	○	(共同建ての場合) ・給排水その他の配管設備(配電管を除く。)で各戸で共有するものは、構造耐力上主要な部分である壁の内部に設けないこと。	<input type="checkbox"/>	
区 画	○	○	○	○	○	・住宅相互間、住宅と共用廊下の間等の区画は、原則として耐火構造又は1時間準耐火構造の界床・界壁で区画し、開口部には防火戸を設置していること。	<input type="checkbox"/>	
床の遮音構造 (共同建ての場合に限り適用)	○	○	○	○	○	・次のいずれかに掲げる基準に適合していること。 ただし、サービス付き高齢者向け住宅(施設共用型)の場合を除く。 ・鉄筋コンクリート造の均質单板スラブにあっては、厚さ15cm以上であること。 ・鉄筋コンクリート造のボイドスラブにあっては、等価厚さが21cm以上であること。 ・鉄筋コンクリート造の均質单板スラブ及びボイドスラブ以外の床構造にあっては、重量衝撃音レベルが遮音等級Li、Fmax、I=65程度の遮音性能を有する構造であること。 ・鉄筋コンクリート造の均質单板スラブ及びボイドスラブ以外の床構造にあっては、評価方法基準8-1の(3)の①のd(相当スラブ厚さが11cm以上)に適合するものであること。 ・評価方法基準8-1の(3)のイの⑤に掲げる条件を満たす場合において、同aの表3に掲げる床仕上げ構造の重量床衝撃音レベル低減量(以下「△L」といいます。)に応じ、等級換算スラブ厚が次に掲げる値以上であるもの。 ア △Lが+5dBの場合 同表の(i)の項に掲げる等級のうち3の欄に掲げる値 イ △Lが0dB又は-5dBの場合 同表の(i)の項に掲げる等級のうち2の欄に掲げる値	<input type="checkbox"/>	
住宅の規格	○	○	○	○	○	・原則として2以上の居住室並びに炊事室、便所及び浴室があること。	<input type="checkbox"/>	
断熱構造	○	○	○	○	○	・次の①又は②の基準のいずれかに適合していること。 (「工事内容確認チェックシート(賃貸住宅融資(省エネ住宅))(2/2)」を提出してください。)	<input type="checkbox"/>	
						①断熱等性能等級4 <sup>※1</sup> 及び一次エネルギー消費量等級4 <sup>※2</sup> 以上の基準に適合していること。 ②建築物エネルギー消費性能基準 <sup>※3</sup> に適合していること。	<input type="checkbox"/>	

※1 「断熱等性能等級」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条第1項の規定に基づく評価方法基準第5の5-1に定める断熱等性能等級の等級です。

※2 「一次エネルギー消費量等級」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項の規定に基づく評価方法基準第5の5-2に定める一次エネルギー消費量等級の等級です。

※3 「建築物エネルギー消費性能基準」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第3号に規定する基準です。

## 工事内容確認チェックシート(賃貸住宅融資(省エネ住宅))(2/2)

私は、竣工現場検査の申請に当たり、次表の基準に適合していることを確認しました。

基準の概要	確認項目※1	確認内容	申請者現場確認欄 <input checked="" type="checkbox"/>	備考
躯体、開口部等に係る確認事項	躯体断熱性能等	断熱材の種類	断熱材の種類、厚さが所定のとおり施工されていること。	<input type="checkbox"/>
		断熱材の保管・養生	(繊維系断熱材の場合)断熱材を濡らさないような措置がされていること。	<input type="checkbox"/>
		屋根又は天井の断熱構造	必要な部位にすき間なく施工されていること。	<input type="checkbox"/>
		壁の断熱構造	必要な部位にすき間なく施工されていること。	<input type="checkbox"/>
		床の断熱構造	必要な部位にすき間なく施工されていること。	<input type="checkbox"/>
		鉄筋コンクリート造等の住宅の場合における構造熱橋部の断熱補強	構造熱橋部に断熱補強がされていること。	<input type="checkbox"/>
	開口部の断熱性能等	窓等の仕様	建具の材質・形状、ガラスの種類・構成が所定のとおり施工されていること。	<input type="checkbox"/>
		ドアの仕様	ドアの材質・形状、ガラスの種類・構成が所定のとおり施工されていること。	<input type="checkbox"/>
		ひさし・軒等の状態	ひさし・軒等の形状・寸法等が所定のとおり施工されていること。	<input type="checkbox"/>
	開口部の日射遮蔽措置	付属部材の設置状態	付属部材が所定のとおり設置されていること。	<input type="checkbox"/>
		窓・ドアの仕様	ドアの材質・形状、ガラスの種類・構成が所定のとおり施工されていること。	<input type="checkbox"/>
		通風の利用	(省エネ効果を考慮する場合) 通風の利用に係る開口部の面積及び配置が所定のとおりであること。	<input type="checkbox"/>
	躯体、開口部における省エネ措置	蓄熱の利用	(省エネ効果を考慮する場合) 蓄熱の利用に係る材料の種類、厚さ及び寸法が所定のとおり施工されていること。	<input type="checkbox"/>
		繊維系断熱材等を使用する場合	設置されていること(屋根・天井・壁・床)。	<input type="checkbox"/>
	結露発生の防止対策※2	通気層の設置	断熱層等がの外気側に通気層が設置されていること。	<input type="checkbox"/>
		鉄筋コンクリート造等の住宅を内断熱工法により施工する場合	断熱材がコンクリート躯体に全面密着されていること。	<input type="checkbox"/>
設備に係る確認事項	設備機器の設置状況	暖冷房設備	暖房設備、冷房設備、付属設備等の仕様及び設置状況が所定のとおりであること。	<input type="checkbox"/>
		換気設備	換気設備の仕様及び設置状況が所定のとおりであること。	<input type="checkbox"/>
		給湯設備	給湯設備、配管等の仕様及び設置状況が所定のとおりであること。	<input type="checkbox"/>
		照明設備	照明設備の仕様及び設置状況が所定のとおりであること。	<input type="checkbox"/>
		エネルギー利用効率化設備	(省エネ効果を考慮する場合) エネルギー利用効率化設備の仕様及び設置状況が所定のとおりであること。	<input type="checkbox"/>

※1 建築物エネルギー消費性能基準を確認する場合は、住戸部分に加えて共用部分及び非住宅部分の評価対象部位についても確認を行ってください。ただし、非住宅部分の床面積が2000m<sup>2</sup>以上の場合は、非住宅部分の確認は不要です。

※2 当該項目の確認は、断熱等性能等級4の基準を確認する場合に限り実施してください。

注1) 申請者、工事監理者又は工事施工者は、太枠で囲われたところをチェック又は記入してください。

注2) 「所定の」とあるのは、設計図書等に記載されている事項を意味しています。